

小山田地区まちづくり構想策定委員会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、小山田地区まちづくり構想策定委員会（以下「まちづくり委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 小山田地区に住む私たち住民は、地域住民の自発的な発想と行動を基本理念とし、まちづくりを行うため、小山田地区の将来像を描いた「小山田地区まちづくり構想」を策定し、これに取り組む。

(委員)

第3条 まちづくり委員会は、次の者で構成する。

- (1) 地域活動を推進する当地域の団体から推薦された者。
- (2) 当地区内に居住し、地域社会づくりの識見と意欲を有する者。ただし、まちづくり委員会が行う一般公募に応じた者とする。
- (3) まちづくり委員会が特に必要と認めた者。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、毎年4月1日（ただし、平成26年度は就任の日から。）から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、任期は、委員辞任の申し出がない限り、満了後も自動更新するものとする。

(役員)

第5条 まちづくり委員会には、会長1名、副会長2名、書記1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 書記は、会務の記録を作成管理する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、原則として委員の任期によるものとし、辞任等の申し出がない限り、年度更新されるものとする。

(役員会)

第7条 役員による会議（以下「役員会」という。）は、まちづくり委員会が円滑に進行できるよう必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(会議)

- 第8条 まちづくり委員会の会議は、必要に応じ会長が召集し、会議の議長となる。
- 2 まちづくり委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 まちづくり委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 4 会長は、必要があるときは、協議内容に関係ある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

- 第9条 まちづくり委員会は、小山田地区まちづくり構想策定委員会専門部会を設けることができる。

(辞任の申出)

- 第10条 委員がその任期途中で辞任しようとするときは、その旨を会長に申し出るものとする。

(事務局)

- 第11条 まちづくり委員会の事務は、小山田地区団体事務局が行う。

(その他)

- 第12条 この規約に定めるもののほか、まちづくり委員会の運営に必要な事項は、役員会で協議のうえ決定する。

附 則

- 1 この規約は、平成26年11月18日から施行する。
- 2 この規約は、平成27年10月28日から施行する。

小山田地区まちづくり構想策定委員会専門部会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、小山田地区まちづくり構想策定委員会規約第9条に基づいて設置し、小山田地区まちづくり構想策定委員会専門部会（以下「専門部会」という。）と称する。

(目的)

第2条 専門部会は、小山田地区まちづくり構想の課題内容について、より専門的に研究、協議することを目的とする。

(部会委員及び組織構成)

- 第3条 専門部会の委員（以下「部会委員」という。）は、まちづくり委員で構成する。
- 2 専門部会は、課題内容により複数設置することができる。
 - 3 専門部会には、それぞれの部会委員の互選により、部会長、副部会長及び部会書記を各1名置くものとする。
 - 4 部会長は、会務を総理し、本部会を代表する。
 - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 部会書記は、会務の記録を作成管理する。

(会議)

- 第4条 専門部会の会議は、必要に応じ部会長が召集し、会議の議長となる。
- 2 部会長は、必要があるときは、当該部会委員のほか協議内容に関係ある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 専門部会の事務は、小山田地区団体事務局が行う。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、専門部会の運営に関して必要な事項は、まちづくり委員会の役員会で協議のうえ決定する。

附 則

- 1 この規約は、平成26年11月18日から施行する。
- 2 この規約は、平成27年10月28日から施行する。